

法制審議会刑事法（再審関係）部会 御中

司法情報公開研究会

代表

神奈川大学国際日本学部

特任教授 江川 紹子

代表

東京南部法律事務所

弁護士 塚原 英治

代表

龍谷大学矯正・保護総合センター

研究フェロー／弁護士 福島 至

代表

佛教大学社会学部

教授 大貫 挙学

事務局長

早稲田大学教育・総合科学学術院

教授 澤 康臣

申し入れの趣旨

- 1 再審請求手続きにおいて、検察官が開示した証拠の目的外使用（開示証拠の目的外使用）禁止を定めないよう求める。
- 2 目的外使用の禁止の是非を審議するに当たっては、公共的議論、報道に関する関係者や有識者の意見を聞き、尊重するよう求める。

申し入れの理由

- 1 再審請求手続きにおいて、検察官が開示した証拠の目的外使用（開示証拠の目的外使用）禁止を定めないよう求める。

(1) 開示証拠の目的外使用を禁止すれば、再審請求手続きの公正さを市民が正確に議論できなくなる。

再審は、誤った裁判により有罪の確定判決を受けた冤罪被害者を救済するための制度である。冤罪は国家による最大の人権侵害であり、市民にとって他人事ではない。再審請求審は損なわれた人権を回復する道を拓く、格別重要な手続きといえる。

この再審請求審において、社会の重大かつ真剣な関心は、再審請求人が無罪を言い渡されるべき証拠が本当にあるのか、それがどのようなものかである。これを一般市民がよく知り、吟味できてこそ、裁判所の決定を理解し、司法への信頼を回復・維持できる。

ところが、何の証拠かよく分からぬままに「再審請求棄却」あるいは「再審開始」の結論を聞かされるのでは、いかにも専門知識を持つ市民であっても、裁判所の決定を正しく理解することも、適切に論評することもできない。「ただ信じる」か、「無闇に批判する」か、しかない。これでは、むしろ裁判所への不信感は募り、陰謀論が生まれやすくなり、司法の信頼は長期的に失墜するほかないであろう。

現代において、司法手続きが公正であることへの信頼感は、神秘性や絶対権威性によって生まれるものではない。公開され、私たち多様な市民による公の議論を経て、理解を得られるものであってこそ、生まれるのである。

袴田事件における「5点の衣類」を考えれば明白であろう。それら衣類のカラーワイド写真が再審請求審において開示され、広く支援者の検討にさらされたことが再審開始に決定的な影響を与えた。これが仮に検察官開示証拠であることを理由に目的外使用禁止となった場合、弁護団からその内容を、報道を通じて市民に知らせることも、何らかの集会や討論会を通じて市民に知らせることも一切できない。

仮に、弁護人が開示された証拠の内容を口頭で説明したとしても、弁護人はあくまで請求人の利益のために働く存在であって、報道はもちろん、市民にとっても「弁護人がそう主張しているだけ」としか受け止められない。それを「事実」かどうか確かめることができない状態では、事件への正確で公正な理解は得られないであろう。

決定文の中で言及され、その評価や意味をようやく知らされたとしても、結局市民は、自身ではその吟味ができないまま、結果だけ与えられることに変わりはない。

再審請求審は、冤罪によって揺らいだ司法への信頼を回復するためにも、重要な手続きであることも忘れてはならない。裁判所が出した結果を市民が納得して受け入れるためには、再審手続きの公正さ、妥当さを同時進行的に知り、議論し、検証する機会がなければならない。肝心の証拠について知る機会もないまま、市民はどうやって手続きの公正さ妥当さについて判断できるのであろうか。

また、法曹三者だけしか証拠にアクセスできない状態に社会が置かれれば、「実はその証拠は○○らしい」などというデマや謀略論を煽りかねない。デマや謀略論を軽視することは、SNS時代において、誹謗中傷や人格攻撃をも生み、ついには人命を奪う結果になる可能性すらあるのである。真実を秘匿することは、デマや謀略論への対抗を著しく困難にし、不慮の結果を生みやすくなる。

裁判所の判断を英語ではコート・ルーリングと呼ぶ。ルールとは統治のことであり、単に当事者に対する判断のみならず、社会のルールを決め、統治につながる判断を行うという通念が含まれる。裁判所の判断は当事者のみを対象としたカウンセリングや治療のような行為ではなく、公共の前例となって今後の社会を拘束する性格のものなのである。統治の一環であるから、それが市民の目を避けて行われてはならないし、市民を部外の見物人のように扱うことも不適切である。

- (2) 開示証拠の内容が当事者の心情を穏やかでなくするものであることをもって、ただちにその公共性を否定し、目的外使用を禁ずる理由とすることはできない。

開示証拠の目的外使用禁止に関し、これまでの貴部会における議論で主に根拠としてあげられているのは「名誉・プライバシー」である。しかし、その定義は曖昧である。

証拠が議論に付されることは苦痛である場合もあるだろう。先に挙げた袴田事件「5点の衣類」にしても、被害者の血液が大量に付着した衣類であるから、遺族や友人、同僚など親しい人たちの中に「人の目に触れさせたくない」と切実に願う人がいても不思議はない。それでも、これが公の開かれた議論に付されるのを妨げてはならない。なぜならば、何が証拠でその人が有罪（無罪）になったのか、わからない裁判制度を有する国であってはならず、それは再審請求審においても変わらないからである。

その点、現行の目的外使用禁止制度も大きな問題をはらむと言わねばならない。それでも公判審理では、採用された証拠は公開の法廷で取り調べられ、書証も要旨が告知されるため、報道機関や市民は公判を傍聴することで、その概要を知る最低限の機会はある。ところが、再審請求審は公開が義務づけられておらず、手続きは密室の中で行われる。「目的外使用の禁止」がルール化されれば、報道機関も市民も、手続きがどのような証拠に基づいて行われているのかをまったく知ることができなくなる。

とくに、再審請求審の手続きが通常の裁判のように公開されていない現状において、「目的外使用の禁止」を導入した場合、手続きの不透明性という問題はより深刻となり、制度の改悪にほかならない。

仮に、証拠の詳細な内容が公になることで、性犯罪被害者等の今後の人生を著しく苦しいものとするなど特別な事情が存在するのであれば、該当する証拠の扱いに配慮が必要な場合はありうるが、開示証拠の内容を問わず全てを包括的に目的外使用禁止とする策はあまりにも過剰で危険な情報統制案であり、必ず回避されるべきである。

また、貴部会においては、「名誉・プライバシー」を論じながらも、実際にどう名誉やプライバシーが傷つけられるといえるのか具体的な検討がないように見える。十分に検討・吟味したうえで、真に名誉やプライバシーが傷つけられるものだけを限定的に対象とするならともかく、あらゆる開示証拠を網羅的に「目的外使用の禁止」とすることは、「名誉・プライバシー」を名目に、再審請求審という人権上極めて重要な手続きを市民の目が届かないようにしようとしているのではないか、との疑いすら禁じ得ない。

よって、再審請求手続きにおいて、検察官が開示した証拠の目的外使用（開示証拠の目的外使用）禁止を定めないよう求める。

- 2 目的外使用の禁止の是非を審議するに当たっては、公共的議論、報道に関する関係者や有識者の意見を聞き、尊重するよう求める。

目的外使用禁止という、市民の知る権利と表現の自由を揺るがす問題で影響を受ける主体は、学術調査・社会調査・報道のそれぞれの関係者をはじめ公共的議論の担い手多数に及ぶ。

貴部会では再審制度について、再審請求人（冤罪被害者）、事件関係者、裁判所など、訴訟当事者やそれに関係する人の観点から議論を積み重ねている。だが、こと開示証拠の目的外使用については、影響を受ける主体（いわば、目的外使用禁止の被害者となる者）はその外にも存在することに目を向ける必要がある。

それは、すなわち主権者たる国民であり、市民である。「開示証拠の目的外使用禁止」は、市民の裁判についての知る権利やそれについて論評する表現の自由に関わる問題である。

司法の手続きができるだけオープンで透明であることは、市民にとってとても大事なことである。それによって裁判が公正さを保ち、自国の司法制度が信頼に足るものであることを確かめられるからだ。また、検察官の手元にある証拠は、検察官の所有物ではなく、税金によって集められた国民の財産であることも忘れてはならない。

開示証拠の目的外使用禁止により影響を受け、いわば被害者となる可能性がある主体は、学術調査・社会調査・報道のそれぞれの関係者をはじめ裁判を調べ知識・情報を発信する立場及びそれらを受けてさまざまな視点から意見を述べたり議論をしたりする立場であって、総じて公共的議論の担い手ということができる。こうした立場や、さらには公共的議論自体がどのような影響やダメージをうけるかについて、詳しい専門家の意見を十分に聞くこともないまま、この新制度を導入することがあってはならない。目的外使用の禁止の是非を審議するに当たっては、公共的議論、報道に関する関係者や有識者の意見を聞き、尊重するよう求める次第である。

以上